徳島県訪問看護ステーション連絡協議会 賛助会員規約

第１条（目的）
賛助会員は、徳島県訪問看護ステーション連絡協議会(以下、協議会とする)の活動の推進に資することを目的とする。この規約にて賛助会員の役割等について必要な事項を定めるものとする。

第２条（資格）
賛助会員は、協議会の趣旨に賛同する者で、協議会役員会の推薦を受けた事業所または団体、個人とする。

第３条（賛助会員の特典）
賛助会員は、第１条の目的を達成するため、協議会で次の活動を行うことができる。

１．協議会の認める範囲においてのパンフレット配布等(FAX 含む)の PR 活動を行うことができる。
２．協議会のホームページの賛助会員ページに、事業所・団体名を掲載し、自ホームページにリンクすることができる。
３．「徳島県訪問看護ステーション連絡協議会ニュース」に PR 広告を掲載することができる。
４．その他 第１条の目的を達成するために必要な活動をすることができる。

第４条（議決権）
賛助会員は、協議会の総会における議決権を持たない。

第５条（入会・退会）
賛助会員は、協議会役員会の承諾を得て、入会届の受理と会費の納入を以て入会とする。退会しようとするときは、退会届を提出し、協議会役員会の承諾を以って退会とする。

第６条（会費）
賛助会員は、以下の年会費を協議会に納入するものとする。協議会は理由の如何を問わず、すでに納入された会費を会員へ返還する義務を負わないものとする。

１．入会金：なし
２．年会費：個人　一口　 2,000 円（一口以上）
　　団体　一口　10,000 円（一口以上）

第７条（(除名）
協議会は、以下の各号に該当を認めた場合、賛助会員を除名することができる。

１．第一条の目的を妨げようとしたとき
２．年度開始後３ヶ月以上、会費の納入を怠ったとき
３．協議会の信用を失わせるような行為または賛助会員として不適切と認める相当の理由があるとき

また、協議会の責任に帰さない活動において、賛助会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、協議会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不

正もしくは違法な行為によって協議会に損害を与えた場合、協議会は当該賛助会員に対し、相当な損害賠償の請求を行えることとする。

第 8 条（守秘義務）
賛助会員は、協議会の許可を得ずに、無断で会員情報を公開または使用することはできない。また、協議会の許可を得ずに、会員として知り得た非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第 9 条（その他）
賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項が発生した場合は、会長がその必要を認めた場合、役員会の協議を以て決定する。

附 則
この規約は、令和 8 年 5 月 29 日より施行する。